

平成２２年度モビリティサポートモデル事業

実 施 要 領

１．事業の目的

少子高齢化社会に向けて、高齢者、障がい者をはじめ誰もが必要に応じ移動に関する情報を入手し、快適・安心かつ安全に移動できるバリアフリー環境をソフト施策の面からも構築することが重要です。

モビリティサポートモデル事業（以下、「本事業」という。）では、上記の様な社会づくりを目指した地域の先進性もしくは汎用性のある取組のうち、全国的課題の解決に資するもの、あるいは多くの地域に共通する課題の解決に資するものについて、地方公共団体等に対して支援するものです。

国土交通省は、本事業の成果を全国的に水平展開することにより、ユビキタス技術等を活用した移動支援サービスの普及・展開を促進することとしています。

２．事業の概要

（１）委託先

地方公共団体を構成員に含む協議会（以下、「協議会」という。）

（２）事業概要

本事業は、ユビキタス技術等を活用して高齢者、障がい者をはじめ誰もが移動に関する情報を入手し、快適・安心かつ安全に移動できるバリアフリー環境をソフト施策の面から構築するための計画の作成、システムの構築、継続的運用及びこれらに必要な体制づくり等の一連の取組の実施について、国土交通省が協議会に対して委託するものです。

国土交通省は、本要領に基づき提出された提案書を審査の上、有識者等を構成員とする第三者委員会からの助言・意見を踏まえ、委託先となる協議会を選定します。選定後、国土交通省と協議会との間で、契約条件の協議を行った上で、委託契約を締結します。

国土交通省と委託契約を締結した協議会（以下、「委託先」という。）は、委託契約に基づき事業を実施し、その成果物を国土交通省に提出頂きます。国土交通省は、提出された成果物を参考に成果をまとめ、広く周知・提供することにより、ユビキタス技術等を活用した移動支援サービスの普及・展開を促進します。

(3) 事業規模

平成22年度の全体事業費約65百万円の範囲内での実施を予定しています。

(4) 事業期間

事業期間は、契約締結後から平成23年3月までです。

(5) 委託費の内容

委託費としては、事業実施準備のための費用、周知のための費用、情報提供の取組に係る費用、各種調査のための費用を計上可能です。なお、恒久的な機器類等の施設整備に係る費用は委託経費の対象外です。ただし、調査委託の目的を達成するために必要最低限の機器類については、リースやレンタルに限り経費の対象とすることが可能です。

3. 募集について

(1) 応募内容

地域の様々な課題やニーズを踏まえ、ユビキタス技術等を活用して移動に関する情報を入手し、快適・安心かつ安全に移動できるバリアフリー環境をソフト施策の面から構築するための計画の作成、システムの構築、継続的運用及びこれらに必要な体制づくり、移動支援サービスの手引き^(※1)の作成等の一連の取組について募集します。

(※1) 移動支援サービスの手引きとは、各モデル事業の中で実施した取組を踏まえて、移動制約者の属性に応じた移動支援情報の内容や提供方法、情報提供を行うに当たってのシステムの概要などを取りまとめ成果としてまとめるものとしします。

(2) 応募資格

応募資格は、以下の要件を満たす協議会です。

- ①地域の様々な主体との連携・協力を確保するための実施体制を構築すること。
- ②事業内容の公開及び他団体への周知・提供に積極的な貢献が可能であること。
- ③協議会に参画する地方公共団体が明らかであること。

なお、応募段階で協議会が設置されていない場合は、参画予定の地方公共団体により応募ができます。ただし、選定後、契約締結までに協議会の設置を行うことにします。

(3) 実施テーマ

実施テーマは以下のとおりです。

「地域特性^(※2)を考慮し、いずれかの移動制約者^(※3)の移動を円滑にするための情報提供による移動支援サービス^(※4)の実施」

(※2) 地域特性の例として以下のようなものが挙げられます。

- ・公共交通機関（電車、バス）で移動する移動制約者が多い地域
- ・坂や段差が多い地域
- ・高齢者の割合が人口の半分以上を超えている過疎の地域

(※3) 移動制約者とは、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』第2条第1号に定める高齢者、障害者等（高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう）のほか、初めて訪れる場合、外国人、乳幼児連れ、重い荷物を持っている場合などが含まれます。なお、『自律移動支援システムに関する技術仕様（案）』（平成21年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所）（以下、『技術仕様（案）』という。）「1.1.1 想定しているサービスの対象者」を参照して下さい。

http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/jiritsu/shiryu_0903_4.pdf

(※4) 移動制約者に対する移動支援サービスとは、例えば、移動制約者の特性を考慮したバリアフリー経路案内や、歩行中に必要な注意喚起情報や緊急情報の提供等があります。いずれかの移動制約者を対象としたサービス提供を“必ず”行うものとします。

(4) 実施上の条件

以下①～④の要件を満たすものを対象とするものとします。

- ①上記（3）の実施テーマが含まれる取組であること。
- ②「場所情報コード」^(※5)を使用すること。
- ③移動制約者等の歩行者の位置特定を行ったサービスを実施すること。
- ④委託期間終了後の継続的運用を可能とするような実施体制を提案していること。

(※5) 「場所情報コード」については、『技術仕様（案）』「2.1 場所情報コード」を参照して下さい。

場所情報コードの使用方法的例として以下のようなものが挙げられます。

- ・位置特定インフラへの格納
- ・歩行空間ネットワークデータの「ノード」のID番号

また、「場所情報コード」の割り当てについては、別途国土交通省から指示致します。

(5) 応募手続き

応募に必要な書類等は、別添様式のとおりです。ここで示す様式以外での応募は認められませんのでご注意ください。

1) 受付期間

応募書類の提出締切は、平成22年5月12日（水）（17：00必着）です。

2) 提出方法

応募書類を一つの封筒に収め、3.(7)「問合せ及び提出先」へ直接提出するか、郵送等（宅配便、バイク便等を含む）により提出してください。封筒には、「平成22年度モビリティサポートモデル事業 応募書類在中」と赤字で明記願います。

郵送等の過程において、何らかの事情により応募書類が未着となった場合の責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承ください。郵送等の場合は、簡易書留扱いにする等、発送と到着の確認ができる方法での送付を推奨します。

3) 受付通知書

応募書類の受領後、郵送により「受付通知書」を発送いたします。応募書類の提出後1週間を経過しても「受付通知書」が届かない場合には、3.(7)「問合せ及び提出先」にご連絡ください。

なお、受付通知書を発送した場合であっても、応募書類に不備等があるときは、審査されないことがあります。

4) その他

応募書類は返却しませんので、必ず写し等を手許に保管しておいてください。また、応募申込及び選定の過程における応募書類・追加資料の作成・提出等に要する費用は、応募者の負担とします。

(6) 選定方法

国土交通省は、有識者等を構成員とする第三者委員会を開催し、その委員会からの助言・意見を参考に選定します。協議会の選定に当たっては、以下の選定を優位に評価する要件を加味し、総合的に評価を行います。

なお、選定された提案が特定の課題やニーズに偏らないよう、実施地域の人口等、解決しようとする地域の課題やニーズが多様となるよう配慮します。

【選定を優位に評価する要件】

- ①全国展開にふさわしい、先進性や汎用性のある提案内容であること。
- ②取組による達成目標として具体的な数値目標及び達成時期を提案していること。
- ③移動支援サービスを実施するために必要な「歩行空間ネットワークデータ」^(※6)の全部又は一部を活用した取組であること。

(※6)「歩行空間ネットワークデータ」については、『技術仕様（案）』「2.3 歩行空間ネットワークデータ」を参照して下さい。

(7) 問合せ及び提出先

政策統括官付参事官付 調整第2係（モビリティサポート担当）

郵便番号：100-8918

住所：東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館2階

電話：03-5253-8794

e-mail：g_stk_san@mlit.go.jp

4. その他

(1) 成果報告等

委託先は、平成23年3月22日までに、平成22年度の委託契約に係る契約書に定められた内容に応じた成果物を国土交通省に提出してください。なお、別途、年度途中に事業の進捗状況等について報告を求めることがあります。

(2) スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定しています。ただし、諸事情により、変更することがあります。

平成22年5月頃	有識者委員会を開催し、その結果を参考として委託先候補となる協議会を選定
平成22年6月頃	委託契約の締結
平成22年6月 ～平成23年3月	事業の実施
平成23年3月	成果報告

(3) 平成21年度モビリティサポートモデル事業について

平成21年度のモビリティサポートモデル事業については、全国7箇所で開催されました。その概要につきましては、国土交通省のモビリティサポートモデル事業のホームページを参照下さい。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_00025.html